

ベトナム飲食店青森県産ホタテプロモーション業務仕様書

1 委託業務名

ベトナム飲食店青森県産ホタテプロモーション業務

2 委託契約期間

委託契約締結の日から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

3 業務目的

ベトナムの飲食店で現地消費者ニーズに応じたメニューを開発し提供することにより、青森県産ホタテの認知度向上や需要創出を図り輸出拡大につなげることを目的とする。

4 業務内容

「3 業務目的」を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施する。

- (1) ベトナム（ハノイ・ホーチミン）の飲食店 3 店舗以上で、青森県産ホタテ料理を 1 4 日間以上提供すること。
- (2) 各店舗は、現地の消費者のニーズに応じた青森県産ホタテ料理を 3 メニュー以上開発し提供すること。なお、ベビーボイルホタテを利用した料理を 1 メニュー以上含むこと。
- (3) 各店舗のメニューごとの売上データを収集すること。
- (4) 青森県産ホタテの認知度向上を図るため、SNS 等において上記飲食店が提供するホタテ料理に係る情報を、1 店舗 2 回以上発信すること。
- (5) 各店舗の料理人からヒアリング（青森県産ホタテの評価、他国産との比較、定番メニューへの可能性など）をすること。

5 成果物

報告書 1 部及び電子データ（WORD）をメール等で提出すること。

なお、各店舗が利用した青森県産ホタテ情報（加工事業者、ホタテのサイズ等）や、各店舗で提供したメニューや売上状況など、本事業で実施した内容及び結果を報告書にまとめること。

6 その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。
- (2) 委託業務運営に当たっては、県と十分に連絡をとりながら行う。